

平成 28 年度第 1 回二宮町総合教育会議

日時：平成 28 年 5 月 20 日(金)

午後 13 時 30 分から

場所：二宮町役場 第一会議室

1 開会

2 町長挨拶

3 自己紹介

4 協議・調整事項

(1) 一色小学校区地域再生の取り組みについて . . . 資料 1

(2) 子どもの安全安心 . . . 資料 2

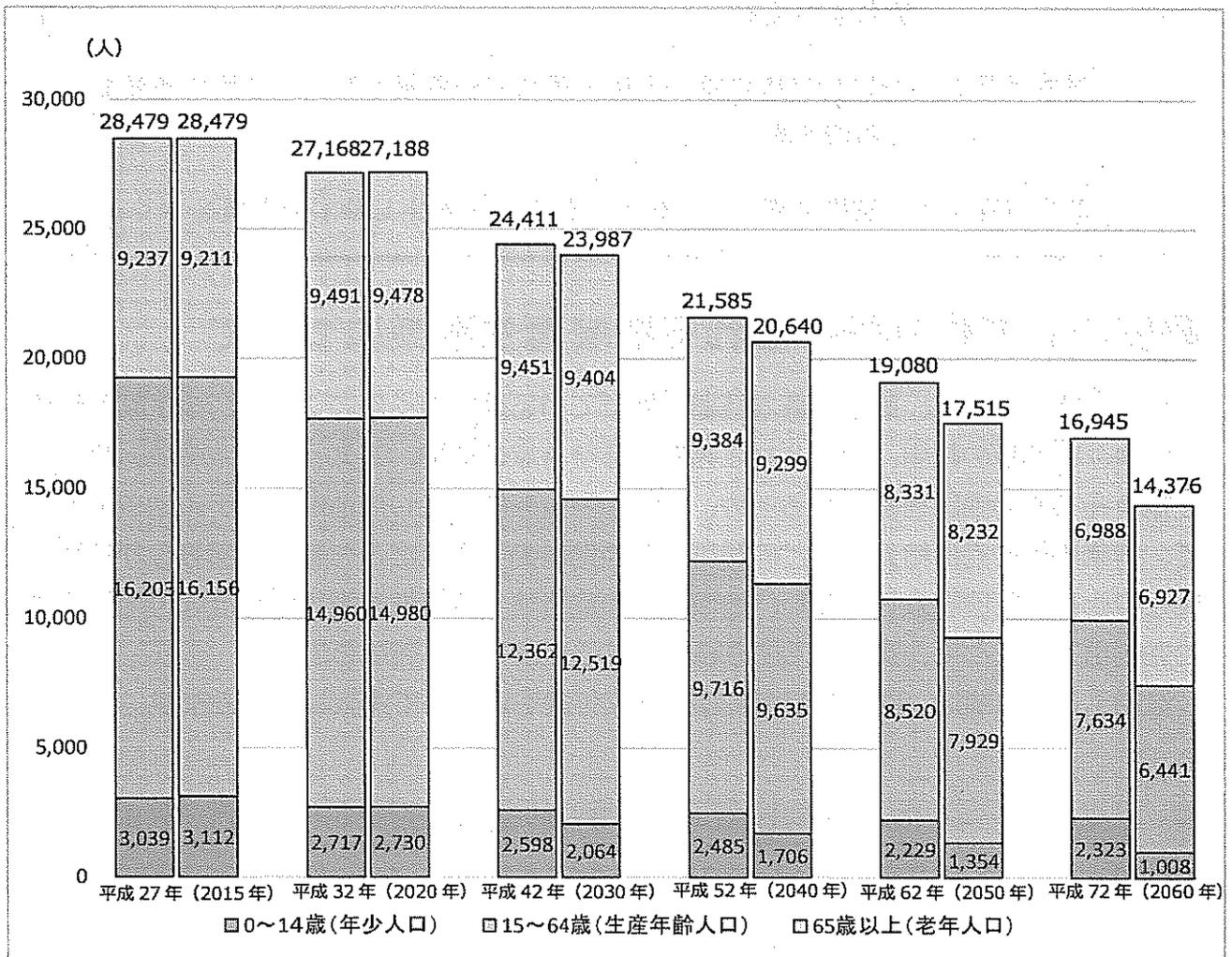
(3) その他 . . . 資料 3

5 閉会

●二宮町人口ビジョンについて

二宮町の人口は、平成11年（1999年）以降、減少傾向にあり、平成27年（2015年）には、28,476人まで減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成72年（2060年）には、14,500人程度まで減少すると推計されておりますが、二宮町人口ビジョンでは、将来の年齢構成を考慮しつつ、人口減少を緩やかにするために、平成72年に向かって、出生率を2.07（平成25年度実績：1.19）まで回復させるとともに、転出超過である社会移動を0（平成26年度転出超過：213人）にし、17,000人以上とすることとしています。



●二宮町総合戦略について

二宮町人口ビジョンの目標である2060年の人口を17,000人以上にするために、平成27年度～31年度までを計画期間とした二宮町総合戦略を策定しました。

二宮町総合戦略では、温暖な気候と穏やかな風土に育まれた町民の高いポテンシャルこそが町の強みであると捉え、この町の財産が「人」であり、「人と人との繋がり」であることを町民全体が共通認識として持ち、この町の強みを最大限発揮し、暮らしやすい地域づくり・コミュニティの再生を通じ「子育てしやすい町」、「暮らしやすい町」、「住んで良かった町」を実感、体感できるまちづくりを進め、ファミリー層をはじめ、全ての世代から選ばれる活気のあるまちを目指していくこととしています。

総合戦略の策定にあたっては、町の実情に応じた4つの基本目標を以下のとおり設定しました。

基本目標1：安心な暮らしを守り、住み続けられる地域をつくる

基本目標2：二宮の強みを活かした魅力ある暮らしを提案し、新しい人の流れをつくる

基本目標3：若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶え、子育てを楽しめる環境をつくる

基本目標4：二宮町で安心して働き、仕事を生み出しやすい環境をつくる

●安心して住み続けられる地域再生事業について

総合戦略において、第1の基本目標に掲げている地域づくりについて、少子高齢化や人口減少、若年層の転出、それと共に発生する空き家の増加、コミュニティの衰退など、町が抱える共通の課題を解決するため、一色小学校を中心とした地域をモデル地域に選定して、神奈川県住宅供給公社などの関係機関や地域の人材などとも連携を図りながら地域住民を中心とした協議会を設立し、地域活動の実現性・持続性を高め、新たな付加価値や魅力を創出することで、安心して住み続けられる地域づくりを進めます。

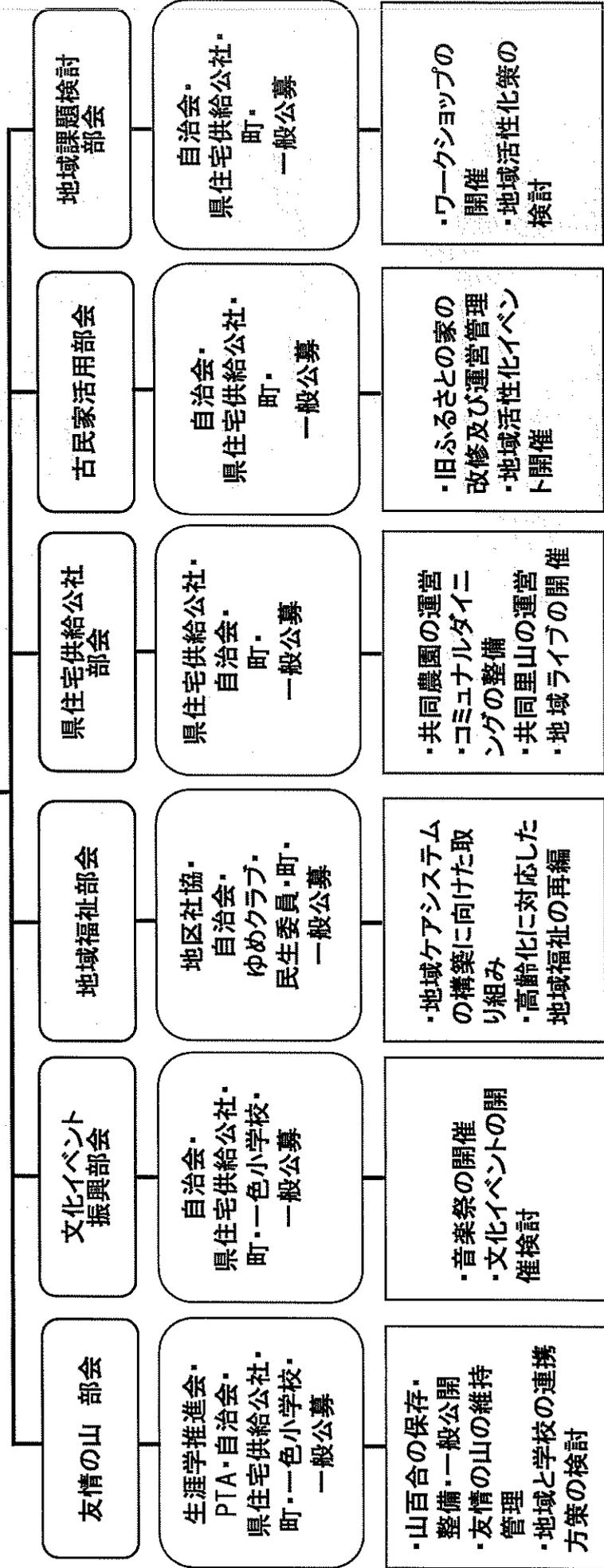
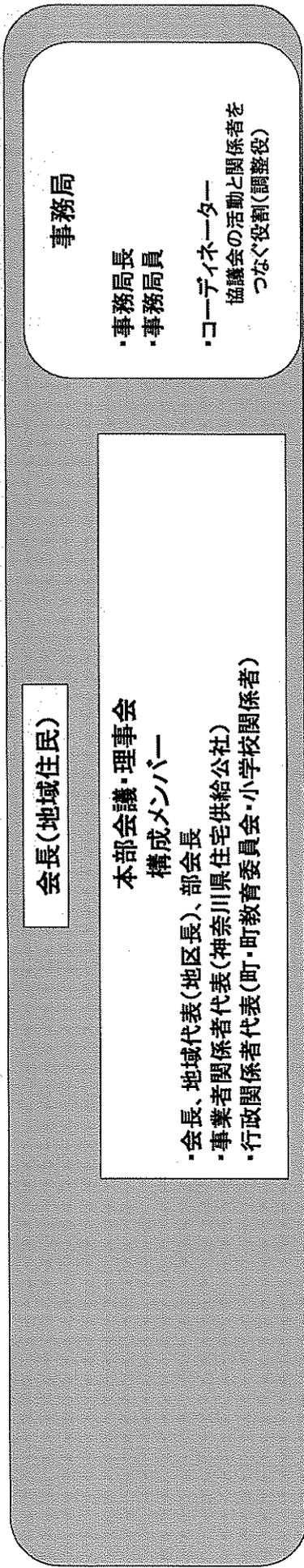
なお、この事業は、国の地方創生加速化交付金を活用して実施していきます。

●（仮称）一色小学校区地域再生協議会について

「安心して住み続けられる地域再生事業」の実施にあたっては、地域住民と神奈川県住宅供給公社、町が中心となり、地域活動団体や事業者、行政関係者とも連携・協力し、「（仮称）一色小学校区地域再生協議会」を設立することとします。

協議会では、住民の創意工夫と関係者との連携・協働のもとに、地域の活性化や住民相互の交流、地域活動の促進、地域課題の検討や解決に向けた活動の促進などに取り組み、全ての世代がコミュニティ活動に参加しやすく、誰もが健康でいきいきと生活することができ、安心な暮らしを守り、住み続けられる地域づくりを推進していきます。

一色小学校区地域再生協議会 組織図



(部会)

(構成団体等)

(主な活動)

二宮町児童生徒安全対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 児童生徒の安全確保対策について、これまで以上に各地域や団体等の力を効果的なものとするために、二宮町児童生徒安全対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討・協議し、課題に対する実効性のある行動計画を企画・立案するものとする。

- (1) それぞれの組織・団体との連携による登下校時の安全監視体制
- (2) 通学路や学区内の危険箇所点検と改善に向けた取組み策
- (3) その他

2 協議会委員は、それぞれの団体等の立場や役割に応じて、当該団体等や傘下組織に行動計画を示し、実行につなげていくものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員25名以内で組織する。

2 協議会委員は、次の各号に掲げる組織・団体等からの代表（推薦）者もしくはその職にある者をもって組織する。

- (1) 地区長連絡協議会
- (2) 各小中学校PTA
- (3) 各小中学校評議員
- (4) 防犯指導員
- (5) 学校安全活動協力団体
- (6) 大磯警察署
- (7) 各小中学校教頭
- (8) 二宮町政策総務部長
- (9) 二宮町教育委員会教育長

3 協議会委員が前項各号に掲げる組織・団体を離れた時またはその職を辞した場合は、改めて推薦を受けた者またはその職の後任者が委員となるものと

する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、会員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、協議会委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 会長は、必要に応じて協議会に構成委員以外の者の出席を求め、その説明及び意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、教育委員会教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
(二宮町児童生徒安全対策協議会設置要項の廃止)
- 2 二宮町児童生徒安全対策協議会設置要項(平成18年1月11日施行)は、廃止する。

平成 28 年度二宮町児童生徒安全対策協議会の取組

(1) 本協議会を年間 2 回開催

第 1 回	平成 28 年 5 月 16 日 (月) 午前 10 : 00 ~	二宮町町民センター
第 2 回	平成 29 年 2 月 13 日 (月) 午後 14 : 00 ~	二宮町町民センター

(2) 児童・生徒見守り重点日を設定

- ・ 年間 3 回「6 月」「10 月」「2 月」の第 1 月曜日を基本に設定する。
- ・ 協議会委員は各地域の交通・防犯上注意を要する場所にて下校時刻から 1 時間程度、見守りを行う。
- ・ 防災無線により重点日の広報を行う。

	期日	各校の学年別下校時刻
第 1 回	平成 28 年 6 月 13 日 (月)	裏面参照
第 2 回	平成 28 年 10 月 3 日 (月)	各委員へ郵送等にて通知
第 3 回	平成 29 年 2 月 6 日 (月)	各委員へ郵送等にて通知

※第 1 回は小学校の修学旅行と重なったため、第 2 週へ変更。

※今年度より第 3 回の見守り重点日を 2 月へ変更。見守りの様子を第 2 回安全対策協議会で報告いただく。

(3) 交通安全プログラムの実施

各校にて通学路の点検を実施。合同点検個所を精査し、関係各課及び機関が合同で点検を実施。対策を実施、評価、公表する。

※ 詳細は通学路交通安全プログラムを参照。

児童・生徒見守り重点日

平成28年度 第1回 6月13日(月)

各小・中学校学年別下校予定時刻

学校名	学 年	下 校 時 刻
二宮小学校	1年生	14:25～
	2年生	
	3年生	
	4年生	
	5年生	
	6年生	
一色小学校	1年生	14:30～
	2年生	
	3年生	
	4年生	
	5年生	
	6年生	
山西小学校	1年生	14:55～
	2年生	
	3年生	
	4年生	15:45～
	5年生	
	6年生	
中学校 二宮	1年生	16:30～
	2年生	※ただし、部活動のある生徒については この限りではありません。(完全下校 18:00)
	3年生	
中学校 二宮西	1年生	16:05～
	2年生	※期末テスト1週間前のため部活動はありません。 (ただし学習相談が実施されます。)
	3年生	

二宮町 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 28 年 3 月

二宮町児童生徒安全対策協議会

△ 凡 由 上 述 各 項 所 得 之 利 潤 均 歸 於 公 司 所 有

△ 凡 由 上 述 各 項 所 得 之 利 潤 均 歸 於 公 司 所 有

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「二宮町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 二宮町児童生徒安全対策協議会の設置

二宮町では、平成18年11月から、児童生徒の安全確保について関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「二宮町児童生徒安全対策協議会」を設置しています。

(協議会会員)

- ・二宮町地区長連絡協議会
- ・各小中学校教頭
- ・各小中学校 PTA
- ・各小中学校評議員
- ・防犯指導員
- ・学校安全活動協力団体
- ・大磯警察署
- ・二宮町町民生活部長
- ・二宮町教育委員会教育長

(オブザーバー)

- ・大磯少年補導員連絡会
- ・二宮町防災安全課長
- ・二宮町都市整備課長
- ・二宮町スクールガードリーダー

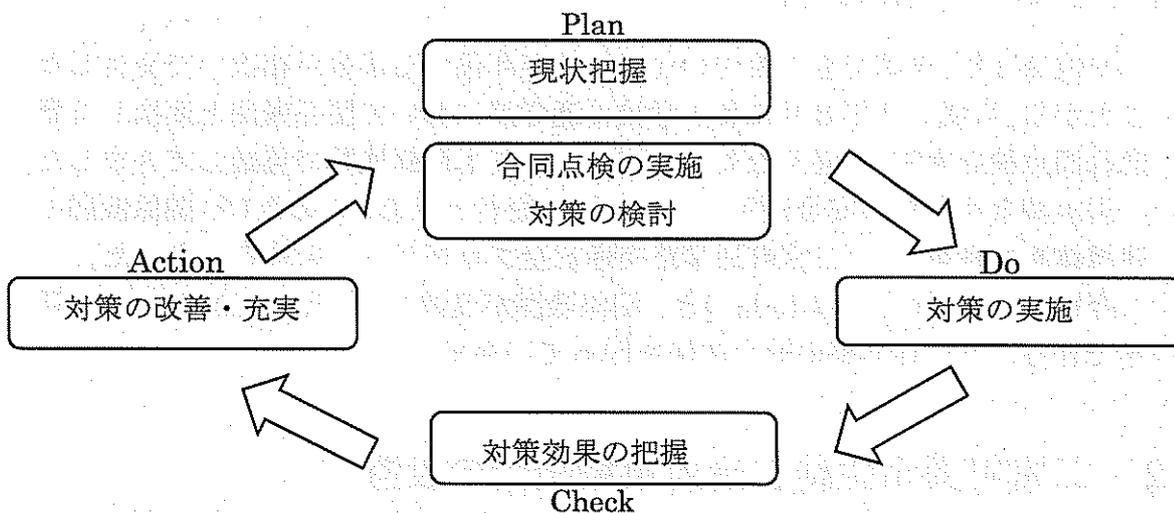
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組を PDCA サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCA サイクル]



(2) 現状把握と合同点検の実施

①現状把握：5月末頃までに

小・中学校において、地域の実情に合わせて教員、児童生徒、必要に応じてPTA役員、保護者による調査を実施し、通学路の交通安全の確保についての現状を把握します。

調査の結果及び、合同点検の必要がある箇所（これまでに事故が発生した箇所、事故の発生が予想される箇所、何らかの対策を講じる必要のある箇所等）の有無を定められた様式1にて二宮町教育委員会へ提出します。

二宮町教育委員会は、各校から出された合同点検必要箇所を取りまとめ、合同点検日程を調整します。

②合同点検の実施：7～8月

小・中学校ごとに、学校、保護者、警察、二宮町道路管理者、二宮町交通安全担当部署、二宮町教育委員会、その他必要と思われる者が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、地域住民や保護者の意見を集約し、対策効果の評価と検証を実施します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

2月開催の第2回児童生徒安全対策協議会にて、通学路安全確保のためのPDCAサイクルについて一年間の取組の課題と成果について検証します。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

小・中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

(様式1) 「通学路の交通安全の確保の徹底」報告書

二宮町立()学校

① 交通安全の観点から危険があると認められる箇所 (別紙により地図を添付してください) ② その内容 ③ 学校としての対策 (合同点検が不要の場合に記入)	合同点検 の要否 ↓どちらかに○
① ② ③	要 不要

平成 28 年度総合教育会議テーマ設定について

○ 5 月

- ①地域再生事業（町長部局より）
- ②子どもの安全安心

○ 8 月

- ①地域再生事業の報告（町長部局より）
- ②コミュニティ・スクール
- ③文化・芸術（ラディアンの活用、振興のあり方）

○ 2 月

- ①コミュニティ・スクール
- ②にのみや子どもはぐくみ塾等の取組み状況について
- ③子どもの安全安心
- <④学校の将来（児童生徒の変化、統廃合の考え方）>